

## 「排水管の無料点検をする」家庭訪問業者に要注意

突然、自宅に「排水管の無料点検をする。」と業者が訪問して、有料の高圧洗浄を依頼したところ、「汚水ますが古くなつて穴があいている。このままでは大変なことになる。」と不安をあおり、工事を勧められて契約をしてしまったという相談が寄せられています。中にはクリーニング・オフを主張しても「契約書にキャンセルできないと書いてある」などと主張し、退去しなかった例もあります。

まずは、その場では契約せず、相手の言つことが事実か、必要な工事かどうかを家族や周囲の人に相談しましょう。工事を依頼する際は複数業者から見積もりを取ることも大切です。一度お金を支払うと、返金が難しくなる場合もあります。

訪問販売の場合、工事が終わっていてもクリーニング・オフできる場合がありますので、困った時は速やかに最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

また、業者が退去しない、強引に請求してくる等の被害があれば、警察に通報しましょう。



### 消費者ホットライン

い や や  
局番なしの 「188」

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

(平日・日曜 9時から17時まで)

★：相談発生地域

〇〇市（町村）消費生活センター